

名古屋市教育委員会定例会

令和4年9月2日
午後3時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について（第7号議案）
- 日程2 令和5年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について（第8号議案）
- 日程3 名古屋市指定文化財の指定等について（第9号議案）
- 日程4 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 日程5 名古屋市立中学校におけるいじめが要因として疑われる事案について

出席者

坪 田 知 広 教育長
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
栗 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員16名 ※傍聴者0名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第4、「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事」に該当するため、日程第5、「名古屋市立中学校におけるいじめが要因として疑われる事案について」につきましては、規則同項第5号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第4については議会に上程するまでは非公開、日程第5については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

ではこれより、日程第1、第7号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(中馬企画経理課長)

それでは、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価」についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、去る8月4日の教育委員会定例会におきまして、協議題としてご議論いただき、また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づきまして、学識経験者の方からもご意見をいただきました。

そのいただいたご意見も含めまして、最終報告書としてまとめたものを本日議案としてご用意いたしました。お手元の報告書の124ページまでは、前回ご覧いただきました、教育委員会事務局として行った点検及び評価の部分でございます。

これに加えて、教育行政に識見のある4名の有識者の方からいただきました意見をまとめたものが、125ページからの第2章「学識経験者による意見」となります。本日は時間の都合もございますので、全体に関する意見のほか、4つの基本的方向ごとに主な意見をご紹介します。

恐れ入りますが、125ページをご覧ください。125ページでは、「全体に関すること」の意見を掲載しております。上の丸印をご覧ください。それぞれの施策の数値目標につきましては、達成させなければならないという圧力とするのではなく、客観的な改善のための指標であるという意識が大事である、というご意見をいただいております。

次に、126ページから128ページまでは、「基本的方向Ⅰ」に関する意見を掲載しております。

126ページの上から二つ目の丸印をご覧ください。「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」におけるマッチングプロジェクトなどの取り組みにつきましては、地域住民等に対する情報発信や保護者の理解を得ることの重要性に関するご意見をいただいております。

次に、126ページの上から四つ目の丸印をご覧ください。「ICTを活用した教育の推進」で整備した1人1台タブレット端末の年次更新に伴う設定作業につきましては、教員の負担軽減の観点から、ICT支援員に加えて、地域人材を活用することのご意見をいただいております。

次に、127ページの一番下の丸印をご覧ください。発達障害の可能性のある幼児児童生徒に対する、マンパワーによる支援及び専門的な視点からの支援の必要性につきましては、ご意見をいただいております。

次に、129ページをご覧ください。「基本的方向Ⅱ」に関する意見を掲載しております。

129ページの上から四つ目の丸印では、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイ

ドラインに準じた時間を超える教員の数が目に見えて減っていないことにつきまして、その対策を継続して行うことの必要性について、ご意見をいただいております。

次に、130 ページをご覧ください。130 ページから 132 ページまでは、「基本的方向Ⅲ」に関する意見を掲載しております。

130 ページの上から三つ目の丸印をご覧ください。将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合が減っていることに対しまして、キャリア教育等の施策を行うことの必要性について、ご意見をいただいております。

次に、131 ページの一番上の丸印をご覧ください。いじめられたり、いじめを見たりしたときに相談できる子どもの割合が低下していることにつきまして、考えられる要因を踏まえ、新たな施策の検討について、ご意見をいただいております。

また、131 ページの上から四つ目の丸印では、不登校支援に関する子どもの一つの居場所として、子ども適応相談センターの第3 サテライト設置の必要性について、ご意見をいただいております。

次に、133 ページをご覧ください。133 ページから 134 ページまでは、「基本的方向Ⅳ」に関する意見を掲載しております。

133 ページの一番上の丸印をご覧ください。専門職である図書館司書と学校司書との連携によるレファレンスサービスの有用性について、ご意見をいただいております。

次に、134 ページの上から三つ目の丸印をご覧ください。コロナ禍における博物館、美術館、科学館と学校教育との連携強化につきまして、校外学習や出前授業で子どもたちが実際に体験することの有効性について、ご意見をいただいております。

以上、これらの学識経験者からのご意見につきましては、教育委員会事務局としての点検及び評価結果とともに、今後の教育行政の推進に役立てるよう、参考にしてまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては、9 月下旬頃に議会へ報告するとともに、名古屋市公式ウェブサイトや市民情報センター等におきまして、市民の方にも公表する予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(西淵委員)

15 ページのところに、今言っかないと、夏に予算を検討すると思うので、事務の点検ではないんですけど、次に活かすと考えたら、この間も市長さんとお話したときに、研究室の体験など、大学との連携で、子どもたちが好きなものを、天文なら天文が好きな子がいるから、それを大学と連携して、実現したらどうだと。これは高校でやってますよね。これを中学校とか広げて、名市大だけでやってるでしょ、ずっと。もうちょっと大学を幅を広げていけば、子どもたちが好きなことを、調べられる、教えてもらえるという機会が

広がるのではないかと思うんですね。

そこで、もう一つ13ページにある「子どもの未来応援講師」。これも、子どものキャリアとか未来を、応援するために作った講師なはずなんですよ。けど、本当にそれがそういう未来応援のために、そういうふうに使って使ってるかという、使っている状況がないのではないかなと思われるね。だから、そういう好きなことをこういう未来講師が聞き取り、それを様々な大学に繋げて行って、研究室体験だとか、そういうことをやってあげれば、一応市長さんが思ってみえることが実現できる。

そういうところに予算を、講師単独でやるところ、人をどんどんとるだけの予算組みっていうのは、やっぱりちょっと好ましいとは言えないと思う。必要だと思うんだけど。だから、何か中身をくっつける形で、人を有効に活用していくってことをやらないといけないんじゃないかなあということだと思うもんですから、ちょっと一例ですけども。

そういうような意見はなかったのでしょうか。

(中馬企画経理課長)

ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

外部の有識者の方からは、直接こういった言及は、今年度はありませんでしたが、ただいま委員からご意見をいただきまして、名市大との連携にとどまっている状況でございますので、今後幅広く、他の大学も含めて、高等学校に限らず、できる限り早い段階から連携していくように、そういった取り組みについても検討していきたいと思っております。

また、子どもの未来応援講師につきましては、毎年予算要求行っているところでございますけども、中々これ単独で予算がつかないと。結果として教育委員会の方に予算がつく「枠内査定」というところで中々財政局の予算がつかないということで、ただいまご指摘いただきましたように、他の事業とタイアップしながら、予算を獲得できるよう検討をさせていただきます。

(西淵委員)

ぜひ、お願いいたします。

(中谷委員)

教職員の働く環境とか、労務環境の改善といったような事項というのは、昨今これだけ社会で取り上げられていて、先生方の休職も増え、担任がつかないことによって、子どもたちに直接問題が生じているということも、新学期早々耳にするので、そのあたりの先生方が、生き生きと職務にあたられるというのを、研修というよりは、もうちょっと仕事の効率化というか、そういう面で、ご助言いただく、指摘いただく、或いはこちらから方針として挙げているっていう、そのあたりはいかがでしょうか。

(中馬企画経理課長)

資料で申しますと、65ページにですね、「7-1 学校における働き方改革の推進」ということで、事業を掲載しております。令和3年度の取り組みということで、いくつか事項

として広くまとめさせていただいております。

大きく分けると、二つの観点で取り組みを進めておりまして、一点目は、先生方の事務の効率化という観点でございまして、「実施内容・成果」の一番上にもございますように、成績処理等をシステム化する「校務支援システム」を導入しておりまして、教員の事務負担の軽減に努めているところでございます。

もう一点は、現場におけるマンパワーの充実ということでございまして、スクール・サポート・スタッフの配置ということで、令和2年度の途中から、全学校に配置となっているところでございます。スクール・サポート・スタッフにつきましては、例えば、プリントの配布とか、コピーとか、そういった先生方の事務負担の軽減に加えまして、コロナ対策の観点も含めまして、学校の消毒等そういったことも含めまして、教員の負担軽減といった形で、取り組んでいただいているところでございます。

後は、一番下にもございますけども、新しく学校における働き方改革プランの策定に向けた調査・検討を今年度から始めているところでございます。令和4年度からは、新しい学校づくり推進室、働き方改革に特化した部署も新しく創設しておりますので、この部署を中心といたしまして、他都市の動向とか、民間企業の取り組み状況とか、そういった新しい視点も踏まえまして、働き方改革を進めて参りたいと思います。

(中谷委員)

ありがとうございました。

事務効率化とマンパワーの充実と、いずれも大事なことだと思うんですが、現場の特に管理職の方や教務主任級というか、そういう上の先生方の動きやすいような体制が、実際取れているのかどうかというあたりがすごく大事だと思うので、今教えていただいた、調査の実施にあたっては、現場の困り感というか、実際にこういう形で困っているのか、例えばサポートではなく、やっぱり担任に当たるとか、担任に相当できるような人を配置して欲しいとかですね。希望としては、中々実現は難しいのかもしれませんが、ぜひ声を直接拾っていただく。こちらから設定したもので「イエス」「ノー」と言うだけじゃないというようなことも大事ですし、後ICTの効率化っていうのは、一方で、ICTによって業務の増大というか、慣れるために大変になってるという声も状況も多々あると思うので、サポートと一体化して、支援に当たっていただきたいなというふうに思いました。

ですので、働き方改革を実質化するために、調査の方を丁寧にといいか、現場の困り感に即した形でということと、事務の効率化は、ICTがちゃんと動けるような形でサポートを併せていただくことが大事かと思いました。意見までです。

(坪田教育長)

ありがとうございました。そのように踏まえながら、やっていく必要があると思います。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第1、第7号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」につきましては、原案どおり可決し

てよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第2、第8号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(山中教職員課長)

第8号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2枚目にあります「募集要項」をご覧ください。

はじめに募集に関する日程について説明いたします。こちらの内容については、9月5日(月)より、本市及び各園のホームページで周知する予定です。

「3 願書受付」にありますように、応募期間は10月4日(火)から10月7日(金)までの4日間となります。願書は、各園で9月6日(火)より配布されます。

さらに、「4 入園面接」に記載されているように、各幼稚園での面接を10月11日(火)、12日(水)に実施いたします。

なお、募集人員を超える応募があった場合は、「5 抽選」にありますように、10月17日(月)に公開抽選を行い、入園予定者を決定いたします。

各園の募集人員につきましては、3枚目の別表をご覧ください。3歳児の募集人員が40人となっているところは2学級、25人となっているところは1学級の募集となります。4歳児につきましては、「備考2」に各園の学級数が記載してあります。また、「備考3」にありますように「3歳在園児の進級者も含め、1学級につき35人まで受け入れることができる」として募集いたします。

最後に、4枚目をご覧ください。今回の募集は、昨年度中にご審議いただきました学級規模の見直しを反映させております。3歳児に関しては二城幼稚園を2学級から1学級へ、4歳児に関しては、大幸幼稚園と二城幼稚園を2学級から1学級に変更いたしました。この2園は、各学年1学級で運営する状況が続いていたため、学級規模の適正化を図ったものです。

以上、令和5年度幼稚園園児募集要項につきまして、ご説明申し上げました。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(西淵委員)

資料を出していただいたのですが、現在在籍数とか少し時間が経っているのに、増えてきていると思うんですけども、やっぱり乖離があるのが現実ですよ。見直しを図りつつ、ラディカルに変えていくというのは中々難しいところがあるということはよく承知しておりますけれども、ニュー・パブリック・ガバナンスというか、民間ができることはもう民間にやっていただくような方向性。そういうものも考えつつ、教職員がみえるものから、そこを一生懸命目指してやっている学生も、もちろんいるもので、あんまり言いたくないんですけども、やっぱり子どもの数が減ってくる時に、公立幼稚園の役割を、そういうものも考えていくということで。ずっと検討していると思うんですけども。

やっぱり少し乖離が大きいんじゃないかっていうところも、これ地域的な偏在と年ごとの違いってというのは若干あると思うんですけど、適切に見直しながら進めていかれることが、望ましいのではないかな。

別に、この募集数について今年変えろとか言わないんですけども、大きな方向性だけやっぱり確認しながらやっていった方が。もちろんやってみえると思うけど。そういうことを考えています。意見です。

(坪田教育長)

それでは、今のご意見も今後踏まえていくということで、他にご意見もないようですので、日程第2、第8号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第3、第9号議案「名古屋市指定文化財の指定等について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(加藤文化財保護室長)

第9号議案「名古屋市指定文化財の指定等について」ご説明させていただきます。

「1 名古屋市指定史跡に新たに指定するもの」、「2 名古屋市指定有形文化財の名称を変更すること」をお諮りするものでございます。

「1 名古屋市指定史跡に新たに指定するもの」は、名古屋市南区に残されております桜神明社古墳でございます。

条例により、文化財指定しようとする場合には、あらかじめ文化財調査委員会から意見

を聞くことになっておりまして、文化財調査委員会からは本件につきまして、名古屋市指定史跡への指定を可とする答申をいただいております。

2 ページ以降は名古屋市文化財調査委員会からの答申でございます。

3 ページ「名古屋市指定文化財答申書」をご覧ください。桜神明社古墳でございますが、「6 現状」に書いてありますが、東側に名鉄名古屋本線が通っておりまして、桜駅のすぐ南側でございます。古墳の上には神明社の本殿が鎮座しております。

名鉄名古屋本線は今踏切りがあるんですけども、高架化をする計画がありまして、そのため古墳の形状や規模の把握を目的とした調査を令和2・3年度に2回にわたって実施いたしました。6 ページ・7 ページが図面でございます。6 ページの桜神明社古墳のすぐ右側に名鉄名古屋本線が走り、さらに7 ページをご覧くださいますと、本殿が鎮座している様子がお分かりいただけるかと思えます。

3 ページにお戻りください。そうした調査によりまして、古墳は直径約42mの規模をもった2段築成の円墳で、頂上と調査で検出された墳丘裾の比高差が4.8～5.8 mあることが分かりました。

4 ページをお願いいたします。古墳の墳丘の高まりは良好に残存しておりまして、墳丘の東側では、表面に敷きつめられた「葺石」と呼ばれる石が見つかりました。葺石に用いられたのは、直径5～10cmのチャートの小円礫でした。

また、埴輪も発見されまして、円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪が出土されました。いずれも破片の状態で出土されまして、古墳上に据えられた状況ではなかったんですけども、見つかりました。12ページに写真を掲載させていただいておりますので、ご覧ください。12ページ下側に蓋形埴輪の写真でございます。また、出土された状況が上の写真でございます。

埴輪が見つかったことにより、古墳が造られた年代が5世紀前半であることが判明いたしました。この点は試掘調査の大きな成果といえます。

4 ページにお戻りください。古墳の墳丘北から西にかけてみられる窪地は、近世以降に掘削されたもので、周濠とは無関係であることも判明いたしました。周濠というのは、古墳の周りに掘られた溝でございます。そういう溝がですね、7 ページをご覧くださいと、この図でいくと左上の方から上にかけてまして、横からみるとひらがなの「し」の字のようなどころがあると思えますが、これが周濠ではないかと思われていたんですが、実際掘り出したところ、近世以降に掘られた溝であり、周濠とは関係ないことがわかりました。

以上の調査から、文化財調査委員会から指定に足ると評価いただきました点は、「7 指定理由」に挙げられる6項目でございます。

(1) 古墳墳頂部に本殿が建つものの、円丘状の高まりが良好に残存する。(2) 発掘調査によって、古墳の外表施設等に関する基本的な情報が把握され、5世紀前半という築造時期を推定できる。(3) 笠寺台地に残存する数少ない保存状況の良い大型の円墳で、鳥栖八剣社古墳、鳥栖神明社古墳とともに、笠寺台地上の首長墓に位置づけられる。

この3項目は古墳の残りがよく、古墳に関する基本的な情報が把握できていること、現在の市内南区の高台部分にあたる、笠寺台地上の首長の墳墓であることを評価いただいているものです。

(4) 出土した蓋形埴輪は、近畿地方の蓋形埴輪との類似性が高く、古墳被葬者と近畿地方との関係がうかがえる。

出土した埴輪の中でも「蓋」と呼ばれる長柄の傘をモチーフにした埴輪は、畿内地方に類例を求めることができ、中央の政権との関係性をうかがうことができる点を評価いただいております。

(5) 古墳の立地から、笠寺台地の西に面していたあゆち潟を意識して築かれたと推測され、古墳築造と海とのかかわりがうかがえる。(6) 4世紀後半の兜山古墳に始まり、6世紀前半の断夫山古墳、白鳥古墳に至る、あゆち潟沿いに営まれた首長墓の展開をたどるうえで、重要な位置づけを示すと評価いただいております。

以上2項目は、現在の熱田区から緑区に面して広がっていた、あゆち潟とも呼ばれた古代の干潟に面し、連綿と築き続けられた古墳の系譜の流れの中に位置づけられる点を評価いただきました。

こうした評価に基づきまして、神明社の社域のうち、墳丘が地下に残存すると思われる部分を史跡とすべきであるとの答申をいただきました。

指定の対象とする範囲は8ページでございます。朱線で囲んだ範囲の面積は2,550.81㎡です。

以上が名古屋市指定史跡の指定についての説明でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきますようお願いいたします。次に、「2 名古屋市指定有形文化財の名称を変更するもの」でございます。

こちらは昭和59年4月26日に指定有形文化財に指定しました建造物でございます「丹羽家住宅」の名称を「旧旅籠屋「伊勢久」」に変更するものでございます。

桜神明社古墳の指定と同様、令和4年8月5日に開催しました名古屋市文化財調査委員会へ提案し、議決をいただきました。

恐れ入ります、13ページ「丹羽家住宅の名称変更」についてご覧ください。

「1 趣旨」に記載していますように、本建造物は指定した昭和59年当時、所有者の居宅として使われていた「丹羽家」が名称の由来でございました。しかしながら、現在では所有者も変わりまして、建造物の持つ歴史的背景を文化財の名称から市民に広く知ってもらえる手立てがないかといった声もございまして、今回名称変更するものでございます。

旧旅籠屋伊勢久の名称につきましては、「3 名称変更案」にございますように東海道の主要な宿駅であり、渡船場であった宮の町屋におきまして、「旅籠屋」として使われていたことに由来します。屋号は過去に遡ると様々な名称がございましたが、現在でも熱田地域において親しまれている点を鑑み、「伊勢久」としました。

説明は以上でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきますようお願いいたします。2件、本日お認めいただきましたら、指定日、指定変更日につきましては、9月9日（金）といたしまして、告示によって行うとともに、同日付けで記者クラブへ情報提供を行うことを予定しております。

以上、第9号議案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議賜わりますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(西淵委員)

文化財は活用をやっぱり求められていると思うんだけど、看板とかこの後建てたり、どんな活用をして、見せるようにしていくのかなど。埋め戻しちゃうんですかということがかちょっと分からない。古墳のところね。

市指定のメリットと、国指定で古墳になってるところもあるよね。これって段階的に市から国というふうになるんですか。国は国で指定するんですか。教えてください。

(加藤文化財保護室長)

看板等につきましては、桜神明社古墳また、旧旅籠屋伊勢久につきまして、看板を現在も立ててございますので、特に旧旅籠屋伊勢久については、名称変更されますことから、看板の記載変更をすることを考えております。

また、市指定となるメリットでございますが、指定文化財ということは、市が未来までずっと残していこうと。具体的には、修繕等は7割の補助金をだします。また、文化財の所有者にも、勝手に修理をしないように届出を出していただいたりとか、修理の内容についても文化財調査委員の方々にもお話をし、調査の方法等も議論したうえで、古いものの価値をそのまま未来に繋げていけるようにご助言をさせていただきながら、文化財の価値をそのまま未来に繋げるメリットがございます。経済的な補助もございます。

また、市指定のものが国指定にされると、市の指定は取り消しをします。ただ、国指定が上というわけではなく、国指定がいきなりくる場合もございますし、市指定・県指定のものを国が指定して、外れるということもございます。いずれにしましても、市指定・県指定・国指定、それぞれ史跡や文化財を未来へ守っていこうということに変わりはありません。国指定のものについては、重要文化財となります。

(西淵委員)

ありがとうございます。知識が不足していて申し訳ないです。

今の時代なので、看板ではなくて、その地点に行ったら歴史が出てくるとかいうものを作っていくといいかなと。

(加藤文化財保護室長)

実は、熱田地域に関しましては、そういったことができるアプリを用意しておりますので、そういったものをご意見も参考としながら、工夫していきたいと考えております。

(西淵委員)

ぜひ、よろしくをお願いいたします。

(坪田教育長)

重要なご指摘がありましたので、よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第3、第9号議案「名古屋市指定文化財の指定等について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き、日程第4に移ります。職員の入替えをお願いします。

日程第4から第5にかけては非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午後4時23分終了